「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

No	該当箇所	質問内容	質問に対する回答
1	○No.1 分冊05　7・11頁 第6章（1）（7）	第6章（7）に「最終の学校・施設の安定化支援期間終了時には、（中略）通常運用へ引き継ぐこと」と記載がありますが、第6章に定める運用保守（サービスデスク、監視、障害対応等）は、各学校・施設の切替完了後に当該学校・施設から順次適用されるものであり、切替前の学校・施設の既存環境に係る保守及び障害対応については、当該学校・施設の切替完了までの間、現行の保守事業者の契約に基づき行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	○No.2 分冊05　1頁 第1章（4） 募集要領　1頁 1（4） 分冊03　1頁 第1章（2）	分冊05 第1章（4）に「保守対象には同一覧に定める学校外施設を含めること」と記載がありますが、学校外施設とは、募集要領1（4）の対象拠点のうち本庁舎、首里・小禄・真和志学校給食センター、教育相談課及び教育研究所を指すとの理解でよろしいでしょうか。また、これらの施設については、本業務で設置又は設定を行う機器（SSE接続に係る機器を含む）、SSEクライアント及び認証に係る運用保守を対象とし、それ以外の当該施設内のLAN機器（本庁舎の庁内ネットワークを含む）は本業務の運用保守の対象に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	学校外施設には、本庁舎、給食センター3施設、教育相談課及び教育研究所を含みます。ただし、SSE適用対象とネットワーク運用保守の対象範囲は施設ごとに異なります。
3	○No.3 分冊00　1頁 第1章（3） 分冊01　1頁 第2章（2）	分冊00 第1章（3）に「更改対象外の既設L2・APは継続利用し、必要な接続・運用を行う」と記載がありますが、継続利用する既設機器（既設Cisco製・アライドテレシス製L2スイッチ及び既設無線AP）に係る本業務の運用保守は、本業務の構成に必要な設定の管理、当該機器が対応する範囲での監視及び障害時の切り分けとし、当該機器の物理保守、メーカー保守契約及びライセンス更新は既存契約又は別途調達により行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。Cisco製機器はMerakiダッシュボードでの管理を基本とし、アライドテレシス製L2は既存設定を原則維持します。本業務では設定管理、機器が対応する範囲での監視・障害切り分け、交換後の設定復元・動作確認を行います。機器本体、メーカー保守、物理交換及びライセンス更新費は、既存契約又は別途調達で対応します。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

4	○No.4 分冊00　1～2頁 第1章（3）	「移転後の標準的な設定復元・疎通確認及び残存保守期間の支援は本契約に含める」と記載がありますが、ここでいう標準的な設定復元とは、移転前の設定情報に基づく復元を指し、移転に伴いIPアドレス、VLAN、経路等のネットワーク構成の再設計又は機器の追加が必要となる場合は、変更管理の手続により対象及び実施方法を協議するとの理解でよろしいでしょうか。	標準的な設定復元・疎通確認及び移転後の保守支援は本契約に含みます。移転に伴う大幅な再設計や機器追加は、対象・費用等を変更管理により協議します。IP等の調整のみで一律に追加費用とはしません。
5	○No.5 分冊00　10頁 第8章 分冊05　7頁 第6章（2）ア 分冊01　11頁 第7章（1）	分冊05 第6章（2）アに「重大な障害その他緊急を要する事象が発生した場合は、24時間365日の緊急連絡・対応体制により対応すること」と記載がありますが、当該事象は、全校又は複数校に影響する通信不通、SSE・認証基盤の全体的な障害、及び発注者が緊急対応を要すると判断したセキュリティインシデントを基本とし、その具体的な範囲は提案者が示す重要度区分に基づき契約前に合意するとの理解でよろしいでしょうか。また、保守時間外の対応は、遠隔での状況把握、承認済み手順による暫定措置及び関係者への連絡を基本とし、時間外の現地出動の要否及び条件についても、同様に契約前の合意によるとの理解でよろしいでしょうか。	重大な障害は、全校・複数校の通信不通、SSE・認証基盤の広範な障害、又は業務継続・情報資産に重大な影響を及ぼす事象を想定します。単一校・少数端末でも重要業務を継続できない場合は、上位の重要度で扱います。時間外の初動・現地対応条件及び目標時間は、実現可能な体制と併せてご提案いただき、契約前に合意します。
6	○No.6 分冊05　7頁 第6章（2）	「祝休日及び12月29日から1月3日までを除く」と記載がありますが、「祝休日」には、那覇市の条例に定める休日である慰霊の日（6月23日）を含むとの理解でよろしいでしょうか。また、「学校閉庁日の対応要否は事前に協議すること」とありますが、学校閉庁日については、重大な障害その他緊急を要する事象への対応を除き、有人対応を要しない日として協議させていただく前提で差し支えないでしょうか。	ご認識の通り、慰霊の日は休日に含みます（那覇市の休日を定める条例） また、学校閉庁日における有人対応についてはご認識の通りです。
7	○No.7 分冊05　8頁 第6章（2）イ	「学校支援室に加え、発注者が認める学校・施設担当者からの連絡も直接受け付け」と記載がありますが、「発注者が認める学校・施設担当者」とは、各学校・施設においてあらかじめ指定された担当者（第6章（14）の伝達対象である各校2名程度を想定）を指し、全教職員からの直接の連絡を受け付けることを前提とするものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。直接受付の主な対象は、学校においては校長・教頭・情報担当者を予定しています。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

8	○No.8 分冊05　9頁 第6章（4） 分冊01　11頁 第7章（1）	分冊05 第6章（4）に「サービスレベル合意（SLA）は、要員、対応方法及び実現根拠を提案し、契約締結前に確定すること」と記載がありますが、一次回答、現地到着及び復旧の各目標値は、提案者が実現根拠とともに提示する値を基礎として協議し確定するとの理解でよろしいでしょうか。また、同項に「計測停止の条件を設ける場合は、契約前に明示し合意すること」とありますが、依頼時刻、確認状況及び待機理由を記録することを前提として、他事業者による作業・回答の待機、部品・代替機の調達待ち、発注者の承認待ち及び学校側の都合による作業日程の調整待ちの期間を、計測停止の条件として提案することは差し支えないでしょうか。	ご認識の通りです。 SLAの各目標値や計測停止等の条件等については、提案者より提示の上、協議を行うことを想定しております。
9	○No.9 分冊05　9～10頁 第6章（4）（6）	第6章（4）に「暫定復旧、現地到着、恒久復旧及び障害報告書の期限も、重要度、所在地、既存保守契約及び部品調達等の条件を踏まえて確定すること」と記載がありますが、機器故障に起因する障害の恒久復旧の目標は、機器保守事業者による代替機の到着及び物理交換の完了を起算点とし、その後の設定復元・疎通確認に要する時間について定めるとの理解でよろしいでしょうか。	交換後の設定復元・疎通確認の目標時間は別途定められますが、恒久復旧全体の起算点や部品・交換待ちの扱いは、契約前に合意してください。待機中も進捗管理・暫定対応・連絡を行います。
10	○No.10 分冊05　8・11頁 第6章（2）イ・（8）ア	第6章（2）イに「LAN、WAN接続、SSE、認証、ネットワーク接続に係る端末状態及び既存サービス連携に関する問い合わせ及び障害を一元的に受け付ける窓口を設け」と記載がありますが、本業務の窓口で受け付ける問い合わせは当該範囲に関するものであり、端末本体、OS、一般的なアプリケーションの操作等に関する問い合わせは対象外との理解でよろしいでしょうか。また、本市において教職員向けの別の問い合わせ窓口（ヘルプデスク等）が設置される場合は、当該窓口が一次受付を行い、本業務の対象範囲に該当する事象を本業務の窓口へ取り次ぐ運用とし、その場合のサービスレベルの起算点は、本業務の窓口が取次ぎを受け付けた時点とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。端末本体・OS・一般的なアプリケーション操作は本業務窓口の対象外ですが、ネットワーク接続・認証等に関する問い合わせは対象です。教職員向け窓口で一次受付し、本業務に関係する事象の場合は学校支援室を経由し本業務窓口へエスカレーションします。サービスレベルは、本業務窓口が受け付けた時点から起算します。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

11	○No.11 分冊05　12頁 第6章（8）ア	「Chromebookは SSEの適用対象外とする。ただし、管理対象LAN・WAN、本業務に係る認証・アクセス制御その他本業務における設定変更による影響については切り分けを行うこと」と記載がありますが、Chromebookに関しては、本業務の管理範囲に起因するか否かの切り分けまでを対象とし、端末本体、Google管理コンソール、i-FILTER@Cloud等のフィルタリング設定及び個別端末の不具合への対応は本業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、本業務のLAN・WAN、認証・アクセス制御又は設定変更に起因する影響は、切り分けだけで終えず、受託者の権限範囲で是正し、他事業者の作業が必要な場合は技術調整と結果確認を行ってください。
12	○No.12 分冊05　10頁 第6章（6）	「高所作業、配線変更、機器の物理交換、詳細な診断コマンドの実行その他専門的な作業を職員に代行させないこと」と記載がありますが、このうち高所作業、配線工事を伴う配線変更及び機器の物理交換は、機器保守事業者又は配線工事事業者等の別途調達の範囲で行われるものであり、パッチケーブルの差替え等の軽微な作業を除き、本業務においてこれらの物理作業そのものを実施することを求める趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	一部ご認識のとおりです。高所・天井内作業を伴う配線工事及び機器の故障交換は、別途調達の担当事業者が行います。一方、本業務には調達済み機器の設置・接続・設定・接続試験を含みます。AP取付やパッチコード等の作業分担は責任分界表で明確にし、専門作業を職員に行わせません。
13	○No.13 分冊05　8頁 第6章（3）	「Wi-Fi不通、電波干渉等による通信不安定又は切断、認証エラーその他ネットワーク利用に支障を及ぼす事象について、必要な現地調査及び対応を含むものとする」と記載がありますが、ここでいう現地調査は、Merakiダッシュボードの無線分析機能及び簡易な測定による確認を基本とし、専門機材を用いた詳細な電波調査（サイトサーベイ）や無線APの増設・移設が必要と判断される場合は、調査結果を報告の上、対応方法を発注者と協議するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

14	○No.14 分冊01　12～13頁 第7章（5）	「別途調達による機器等の導入後、本業務の受託者は、本市及び当該調達の受託者と必要な調整を行い、（中略）情報の引継ぎを受けること」と記載がありますが、別途調達機器の設計、初期設定、設置及び導入時の試験は当該調達の受託者が行い、本業務は、引継ぎ完了後の運用保守並びに既存の管理対象との接続・連携に必要な設定変更及び登録を行うものであり、更新校のネットワーク構成の設計及び機器への設定投入を本業務で行うことは含まないとの理解でよろしいでしょうか。	更新校のネットワーク構成に関する提案・検討支援及び関係事業者との技術調整は本業務に含みます。機器の初期設定・設置は別途調達の範囲を基本とし、本業務では既存環境との接続・連携に必要な設定変更、登録、動作確認及び引継ぎ後の運用保守を行います。
15	○No.15 分冊01　13頁 第7章（5）	「当該別途調達のネットワーク機器のL3スイッチ及びL2スイッチの故障時の交換作業については、調達を受託した事業者が実施すること」と記載がありますが、別途調達により導入されるアクセスポイント（約200台）の故障時の交換作業についても、同様に当該調達の受託者（又は機器保守事業者）が実施し、本業務は交換後の設定反映、管理システムへの登録及び疎通確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
16	○No.16 分冊01　13頁 第7章（5） 分冊05　13頁 第6章（11）	分冊01 第7章（5）に「必要に応じて保守登録、ライセンス登録、Merakiダッシュボード（管理システム）への登録・インベントリ追加その他必要な手続を行い」と記載がありますが、別途調達機器に係るMerakiライセンス及びメーカー保守の調達・更新は当該別途調達又は発注者により行われ、本業務は、当該ライセンス等の登録、期限監視及び更新手続の支援を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　　R8.10.23 回答

17	○No.17 分冊01　12頁 第7章（5）	「これらの数量は概数であり構成見直しによる多少の数量増減が生じる場合がある」と記載がありますが、本業務の運用保守体制は、記載の概数（スイッチ類約600台、アクセスポイント類約200台）及びクラウド管理型ネットワーク（Cisco Merakiシリーズ）による一元管理を前提として計画して差し支えないでしょうか。また、当該概数を大幅に上回る導入又はMeraki以外の管理方式の機器の導入が行われる場合は、変更管理の手続により協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。あわせて、年度別の導入見込み（台数又は校数）をご教示ください。	運用保守体制は、スイッチ約600台・AP約200台を想定し、クラウド管理型の仕組みで一元管理する前提で計画してください。機種はMerakiに限定せず、別途調達で決定します。数量の増減が概数の2割程度を超える場合や、管理方式の変更が本業務の範囲・費用・体制に影響する場合は、分冊00第7章により協議します。年度別の導入時期は、参加表明書を提出した事業者に同一条件で速やかに提示します。
18	○No.18 分冊05　13頁 第6章（11） 分冊01　12頁 第7章（5）	分冊01 第7章（5）に「導入後の機器等を本業務の管理対象とし、その保守、ライセンス管理その他の運用保守を本業務の受託者へ引き継ぐことを、あらかじめ当該調達の仕様等に示すものとする」と記載がありますが、当該別途調達の仕様等には、本業務の受託者への構成・設定・保守・ライセンス情報の提供及び引継ぎへの協力が導入事業者の義務として明示され、必要な情報が提供されない場合には、発注者から当該事業者へ提供を指示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 導入後の機器等の保守管理が円滑になされるよう、別途調達の案件におきましても、市において適切な対応を行います。
19	○No.19 分冊05　14頁 第6章（12） 分冊01　13頁 第7章（5）	分冊05 第6章（12）に「真和志中学校及び契約期間中に更新する他校に係る改善提案、技術的助言及びコンサルティングを、基本の運用保守業務として契約満了まで実施すること」と記載がありますが、当該業務は、月次報告会及び半期の見直し等の機会を通じた分析結果、選択肢、推奨案及び比較資料の提示を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

20	○No.20 分冊05　12頁 第6章（8）イ	「これらの運用は発注者が主体となって実施するものとするが、（中略）受託者はその専門的知見を活用し、操作方法の助言、エラー対応、手順の整理、効率化、自動化その他の改善方法について必要な支援及び提案を行うこと」と記載がありますが、年度替わり等の一括変更において、ユーザー・グループ情報等の作成、入力及び既存サービスへの登録作業は発注者（又は既存サービスの管理事業者）が行い、本業務は、SSE及び認証への反映に必要な技術支援（取込形式の確認、エラーの切り分け、再処理及び反映結果の照合）並びに改善方法の助言・提案を行うものであり、スクリプト・GAS等の新規開発及びその継続的な保守は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
21	○No.21 分冊05　12頁 第6章（8）イ	「未接続端末へのSSEクライアント又は証明書の配布、修復及び再配布については、承認された配布基盤及び役割分担の範囲で受託者が技術支援を行い」と記載がありますが、当該作業は、承認された配布基盤（SKYSEA Client View等）を用いた遠隔での配布・修復を基本とし、配布基盤で対応できない個別端末への作業については、端末の管理主体と役割分担を協議の上で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
22	○No.22 分冊03　9頁 第7章 分冊05　14頁 第6章（12）	分冊03 第7章に「セキュリティポリシーは、導入時及び契約期間中を通じ、（中略）必要な変更及びチューニングを随時実施すること」と記載がありますが、運用保守期間中に実施するポリシー変更及びチューニングは、契約時に採用した機能及びライセンスの範囲内での設定変更を対象とし、採用していない機能の新規適用、ポリシー体系の全面的な再設計又は対象範囲の拡大を伴うものは、分冊05 第6章（12）に定める新規機能の追加等として別途提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

23	○No.23 分冊05　12頁 第6章（8）イ 分冊04　5頁 第5章（5）	分冊05 第6章（8）イに「デジタル教科書、WinBirdその他既存の業務・教育サービス並びに契約期間中に導入されるサービスについても、（中略）接続影響の確認及び必要なチューニングを実施すること」と記載がありますが、当該対応は、SSE、認証及びネットワーク等の本業務の管理範囲における設定調整（例外設定等）を対象とし、当該サービス自体の設定変更、不具合対応及びサービス事業者との契約上の調整は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、契約期間中に新たなサービスを導入される場合は、導入前に通信先、利用端末、利用開始時期等の情報を発注者からご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本業務で管理するネットワーク・SSE・認証等の接続影響確認及び必要な設定調整が対象です。対象サービス自体の開発・改修は含みません。
24	○No.24 分冊05　16頁 第7章（5）	「契約で定める対象ログ、保存期間及び容量算定条件を超える増加に伴う増強は、（中略）事前に協議すること」と記載がありますが、容量算定条件は契約時点の対象機器数、端末数及び利用者数に基づき設定するものとし、契約期間中の別途調達による機器の増設（アクセスポイント約200台等）、端末数・利用者数の増加、取得項目の追加又は保存期間の延長に伴うログ量の増加は、「容量算定条件を超える増加」として事前協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、端末数や利用者数については通常運用の中で多少の増減があることを前提とし、極力、事前協議が不要となるよう配慮してください。
25	○No.25 分冊05　17頁 第7章（7）	「通常の検索・抽出依頼は、アーカイブからの復元作業を含め、保守時間内における受付の翌営業日（終了時）までに提供すること」と記載がありますが、ここでいう通常の検索・抽出依頼とは、学校支援室の指定管理担当者からの特定の利用者、端末又は期間を対象とする依頼を想定しており、長期間又は全校・全利用者を横断する大量の抽出や定型外の集計・分析を伴う依頼については、作業量に応じて提供期限を協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。通常の検索・抽出は、指定管理担当者からの受付後、アーカイブ復元を含め翌営業日終了までに提供してください。全校分の大量抽出や定型外分析は、期限・方法を協議の上、事前に合意します。インシデント調査は速やかに行い、高度解析は別途承認とします。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

26	○No.26 分冊02　3頁 第3章（9） 分冊05　10頁 第6章（6）	分冊02 第3章（9）に「既存ルーターの設定変更作業は、既存契約の範囲及び現保守業者との合意に基づき、原則として現保守業者が実施すること」と記載がありますが、運用保守期間中の障害対応に伴う既存ルーターの設定確認・復元は、現保守業者の既存保守契約の範囲で実施され、本業務は設定差分、実施順序及び確認項目の作成並びに技術調整を行うとの理解でよろしいでしょうか。また、運用保守期間中に新たに既存ルーターの設定変更が必要となる場合は、本業務がその必要性及び内容を発注者に提示し、承認を得た上で、発注者から現保守業者へ依頼いただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。既存ルーターの設定作業は、既存契約と現保守業者との合意に基づいて実施し、本業務の受託者は設定差分や確認項目の整理、技術調整及び結果確認を行います。新たな設定変更は、発注者の承認後、発注者から現保守業者へ依頼します。費用は既存契約及び共通見積の範囲に基づき、範囲を超える場合は作業内容と費用を事前に確認します。
27	○No.27 分冊05　15・17頁 第6章（15）	第6章（15）に「構成・設定情報、スクリプト、各種台帳、保守連絡先、障害・変更履歴、未解決事項、暫定措置の内容、ライセンス情報及び管理権限一式を、後継事業者が円滑に利用できる形式で引き継ぐこと」と記載がありますが、後継事業者への引継ぎは、引継ぎ計画書に定める期間・回数の範囲での資料提供、説明及び質疑応答を基本とし、後継事業者による構築・設定作業そのものへの技術支援は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、第7章（9）の契約終了直前に取得したログの残存保存期間の維持については、発注者又は後継事業者が指定する保管先へログデータを移管することをもって足り、契約終了後に受託者が保存基盤を継続して運用・提供することまでは求めないとの理解でよろしいでしょうか。	概ねご認識の通りです。引継ぎは、引継ぎ計画書に定める期間・回数を基本に、資料の提供、説明及び質疑応答を行ってください。必要な設定・データの出力や移行確認も含めて計画し、後継事業者の構築・設定作業全般は対象としません。 ログは、発注者又は後継事業者が指定する保管先への移管で差し支えありません。移管後も残りの保存期間中に閲覧できるよう、データの完全性や閲覧方法を確認してください。 移管完了後に、受託者が保存基盤を継続運用することまでは求めません。
28	○No.28 分冊03　全体	また、令和8年度末までに実装が必要な機能については、SWGやフィルタリング等の基本セキュリティ機能、およびPoP接続やエージェント導入などのアクセス方式の設定までを対象とする認識でよろしいでしょうか。	概ねご認識のとおりです。令和8年度末までに、SSEの基本接続、Web通信以外も含むインターネット向け通信の可視化・制御、脅威対策及びDNSセキュリティ等、既存UTM撤廃後に必要な機能を利用可能とする必要があります。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

29	○No.29 分冊03　第1章(2) P1	教職員はChromebookをご利用になりますでしょうか。Windows端末と二台持ちの運用になる場合、以下二点ご教示ください。 １：Chromebookで利用するGoogleアカウントと、Windowsで利用するGoogleアカウントは同一でしょうか。 ２：Chromebookから校務情報に接続するシーンはありますでしょうか。校務支援システムへの接続有無、およびGoogleドライブ内の校務情報が含まれたファイルの取り扱い有無をご教示ください。	教職員がChromebookを利用する場合があります。利用者・端末の実態については、参加表明書を提出した事業者に対し、速やかに別途提示します。
30	○No.30 分冊03 第1章(2) P1	SSE適用対象として記載のある3,000台のWindows端末について、想定利用者数をご教示ください。	SSE利用者数は3,000人を想定しています。
31	○No.31 分冊03 第1章(2) P1	SSEのライセンス対象となる端末は、記載の3,000台のみとの認識でよろしいでしょうか。共有端末等を含め、その他の対象端末がある場合はご教示ください。	ご認識のとおり、SSE適用対象は共有端末211台を含むWindows端末3,000台です。なお、共有端末数等内訳については、軽微な増減が生じる可能性があります。 上記以外の端末については、現時点でSSE適用対象として想定していません。今後、対象端末の追加が必要となった場合は、本市と受託者との協議により対応を決定します。
32	○No.32 分冊03 第1章(2) P2	i-FILTER@Cloudの継続利用を前提としている背景・目的をご教示ください。 （例：児童生徒が使い続けるため、教職員も製品を合わせたい / 既に数年後までライセンスを購入しているため有効活用したいなど）	i-FILTER@Cloudは、現行のWebフィルタリングサービスとして利用しており、長期継続契約により調達しています。 ただし、SSE導入後の継続利用を必須とするものではありません。既存契約の条件に加え、SSEとの機能重複、セキュリティ、利便性及び運用負担等を考慮し、併用、機能分担又はSSEへの統合・移行を含め、最適な構成をご提案ください。 なお、現行契約の内容については、参加表明書を提出した事業者に対し、速やかに別途提示します。
33	○No.33 分冊03 第3章(1)	「通信の可視化」とは、通信ログの確認を指す認識でよろしいでしょうか。また、通信経路や経由先等をGUI上で可視化し、障害発生時の切り分けが可能な状態まで求められる場合は、ご要件をご教示ください。	通信ログにより通信先、ポート、プロトコル、判定結果等を確認できることを想定しています。通信経路を示す専用GUIやトポロジーマップは必須ではありません。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

34	○No.34 分冊03 第3章(2)	拠点側ネットワーク機器からSSE PoPへ直接通信を転送する方式を優先する背景や目的についてご教示ください。	拠点側ネットワーク機器からSSEへ通信を転送する方式を優先する理由は、既存UTMからSSEへのセキュリティ機能の移行を円滑に進めるとともに、校内の通信経路やセキュリティポリシーを効率的に管理するためです。 また、端末ごとの通信転送に伴う負荷や接続待ち時間、設定・運用管理の負担を抑え、教職員が安定して利用できる環境を確保することも目的としています。 ただし、拠点接続方式を必須とするものではなく、セキュリティ、性能、利便性及び運用管理等の要件を満たす場合は、端末エージェント方式等による提案も可能としています。
35	○No.35 分冊03 第3章(2)	Google WorkspaceのCAAについて、SSEとの機能分担としてCAAに期待される役割をご教示ください。 例えば、Googleサービス固有のアクセス制御はCAAで実施し、それ以外のアクセス制御をSSEで実施する役割分担など想定があればご教示ください。	Googleサービス固有のアクセス制御については、Google WorkspaceのCAAを活用することを想定しています。 ただし、SSEとの機能重複、セキュリティ、利便性及び運用負担等を考慮した、より効果的・効率的な機能分担や連携構成についても提案可能です。 具体的な制御条件及び役割分担については、契約締結後の詳細設計において、本市との協議の上確定します。
36	○No.36 分冊03 第2章(1)	教職員の利用環境において、OSや端末種別ごとに異なるアクセス制御を適用する想定がある場合は、その概要をご教示ください。	本市立小中学校で利用している端末は、Windows端末及びChromebookです。このうち、本業務のSSE適用対象はWindows端末3,000台であり、Chromebookは対象外です。 現時点で、Windows端末のOSバージョンや端末種別ごとに異なる具体的なアクセス制御条件は定めていません。 利用者、管理対象端末及び端末状態等に応じた制御については、提案内容を踏まえ、契約締結後の詳細設計において本市との協議の上確定します。
37	○No.37 分冊04 第5章(2) P3	共有端末におけるWindowsのローカルログインは、共通アカウント利用を想定している認識でよろしいでしょうか。	参加表明書を提出した事業者に対し、速やかに別途提示します。
38	○No.38 分冊04 第5章(2) P3	SSEエージェントは端末起動時に自動起動されれば良く、ログインまで行われなくとも良い認識でしょうか。 共有端末では複数人が利用するため、SSEエージェントのログインは利用者が都度行う認識ですが、想定と齟齬はございませんでしょうか。	SSEエージェントの自動起動だけでなく、必要な利用者認証及びアクセス制御が適切に行われることを求めています。 本市では、EVECLOUDをWindowsログイン時の認証に利用しており、SSEの認証基盤としても利用することを仕様書で定めています。 このため、EVECLOUDとの認証連携を前提に、セキュリティの確保と業務効率性の両面を考慮し、PC起動時やログイン時の追加認証・操作負担を可能な限り軽減できる方式をご提案ください。 共有端末についても、利用者の切替に応じて認証状態及びアクセス制御が適切に切り替わることを前提とし、利用者ごとの手動ログインを必須とはしていません。 具体的な認証方法及び運用方法については、契約締結後の設計フェーズにおいて、本市との協議の上確定します。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　　R8.10.23 回答

39	○No.39 分冊04 第5章(3) P4	SKYSEA Client Viewについては、既存環境を継続利用し、受注事業者はその運用を引き継ぐ想定でしょうか。	いいえ。SKYSEA自体の運用保守を本業務の受託者へ移管するものではありません。SSEとの連携、配布及び影響確認が対象です。
40	○No.40 分冊00 第3章(1) 分冊02 第3章(11)	提案価格に含めるべき既存ルーター設定変更費用について、全参加者共通の見積額、作業範囲、標準リードタイム及び提示時期をご教示ください。	参加表明書を提出した事業者に同一条件で速やかに提示する予定です。
41	○No.41 分冊00 第3章(1)、 分冊02 第3章(9)	現行事業者、回線事業者、既存クラウドサービス事業者に対する照会・作業依頼について、発注者指定窓口、依頼様式及び標準リードタイムをご提示ください。	参加表明書を提出した事業者に同一条件で速やかに提示する予定です。
42	○No.42 分冊01 第3章(2) 分冊05 第3章(1)	校務用・教育用それぞれについて、学校規模別の現在端末数、将来増加数、必要な同時接続数の算定条件をご提示ください。	参加表明書を提出した事業者に同一条件で速やかに提示する予定です。
43	○No.43 分冊01 第2章(2)	SFP類について、学校別の接続両端機器、ポート、媒体種別、距離、必要速度及び現有在庫を示した資料をご提示ください。	参加表明書を提出した事業者に同一条件で速やかに提示する予定です。
44	○No.44 分冊01 第3章、第9章(15)	校務SSIDで管理対象端末を判定する認証方式、MAC等の登録情報の管理元、登録・削除手順及び失効反映時間をご提示ください。	参加表明書を提出した事業者に同一条件で速やかに提示する予定です。
45	○No.45 分冊01 第2章(2)、第3章	校務SSIDに接続する端末の種類、OS、端末証明書の有無、証明書発行・配布・更新・失効の現行運用をご提示ください。	参加表明書を提出した事業者に同一条件で速やかに提示する予定です。
46	○No.46 分冊02 第3章(13)、第4章(2)	切替工事中の仮設接続で利用する指定業務システム、その接続先、許可元IP条件、必要端末数、1校当たりの利用期間及び最大同時設置校数をご提示ください。	指定業務システムはC4thです。仮設接続には固定グローバルIPを使用し、具体的な接続先・許可元IPは設計段階で確定します。必要端末数は学校ごとに設計段階で定め、利用期間は切替作業中から切替後のインターネット接続確認までとします。最大同時設置校数は、54校の切替日程と機材の再利用を踏まえ、算定根拠とともにご提案ください。
47	○No.47 分冊03 第3章(1)(2)ア	SSE適用対象Windows端末3,000台について、校内では拠点接続を優先する一方、端末エージェントも常時有効とする想定でしょうか。校内外の通信転送方式に関する希望条件をご教示ください。	校内では拠点側ネットワーク機器からSSEへ通信を転送する方式を優先し、校外では端末エージェント等による接続を基本としています。 校内において端末エージェントによる通信転送を常時行うことは必須としていませんが、利用場所の変更に応じて必要なSSE接続が自動的に継続又は切り替わる構成としてください。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

48	○No.48 分冊03 第3章、分冊02 第3章(2)	SSE経由とする通信、直接インターネットへ送出する通信、既存WAN又は学内宛てとする通信について、現行及び希望する通信フローをご提示ください。	対象Windows端末のインターネット向け通信は、原則としてSSEで制御します。 具体的な通信フローについては、仕様書及び参加表明書を提出した事業者に対し別途提示する現行環境・既存サービスの情報を踏まえ、適切な構成をご提案ください。 通信経路及び制御方法等の詳細については、契約締結後の設計フェーズにおいて、本市との協議の上確定します。
49	○No.49 分冊04 第2章(1)、第3章(4)	現行のExcel/スプレッドシート、GAS及びCSVによるアカウント管理について、データ項目、生成頻度、実行主体、ファイル授受方法及びサンプルをご提示ください。	データ項目：GWSの管理コンソール・校務支援システム・学習eポータル・デジタルドリル・EVECLOUDの登録に必要な項目 生成頻度：SSE対象者の随時更新が月平均20件程度、児童生徒の随時更新が月平均60件程度 実行主体：市 ファイル授受方法：随時更新管理表（スプレッドシート）にファイルリンクを載せた旨をメール連絡する形式。（デジタルドリルのみ）
50	○No.50 分冊04 第4章(2)	管理対象Windows端末の正本台帳はどのシステムで管理されていますか。端末ID、証明書、SSEクライアント登録、SKYSEA等のうち判定元として利用可能な情報をご提示ください。	本市では、Windows端末のIT資産管理にSKYSEA Client Viewを利用しています。 管理対象端末の判定に利用する情報及び判定方法については、提案するSSE製品の機能・仕様を踏まえ、適切な方式を提案してください。 具体的な判定条件及び連携方法については、契約締結後の設計において、本市との協議の上確定します。
51	○No.51 分冊04 第4章(3)	Sophos Intercept X、SKYSEA Client View及びWindowsから取得可能な端末状態項目、管理サーバー版、API/連携機能、ライセンス及びテスト環境をご提示ください。	Sophos Intercept X、SKYSEA Client View及びWindowsの現行環境について、確認できる範囲の情報を、参加表明書を提出した事業者に対し、速やかに別途提示します。 なお、端末状態の取得方法については、既存製品との直接API連携を必須とするものではなく、SSE製品の標準機能等による取得も可能としています。 テスト環境については、現時点で本市が提供する具体的な環境は定めていません。検証方法及び必要な環境については、契約締結後に協議の上決定します。
52	○No.52 分冊04 第4章(4)	端末が非準拠又は状態取得不能の場合、通信不可でよいでしょうか。また、緊急時の例外承認・解除手順も検討されていますか。	一律に通信不可とすることは求めていません。 端末が非準拠又は状態取得不能となった場合の対応については、拒否、制限、警告等の対策を含め、セキュリティ及び業務継続を踏まえ、本市との協議の上、詳細設計で確定します。 また、緊急時の例外措置については、本市の承認を前提とし、適用条件、対象範囲及び解除手順等を詳細設計で確定します。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

53	○No.53 分冊03 第2章(2) 分冊04 第5章	Google Workspace/CAA、Sophos、SKYSEA、i-FILTER@Cloudの契約範囲、契約期限、管理主体、設定変更可否及び本業務での継続・統合方針をご提示ください。	各サービスの契約範囲、契約期限、管理主体及び設定変更に係る現行環境情報については、参加表明書を提出した事業者に対し、速やかに別途提示します。 仕様書のとおり、Google Workspace/CAA、Sophos Intercept X及びSKYSEA Client Viewについては、SSE導入後も継続利用する方針です。i-FILTER@Cloudについては、SSEとの機能重複や既存環境への影響等を踏まえ、継続利用、機能分担又はSSEへの機能統合を含め、最適な構成を検討する方針です。
54	○No.54 分冊00 第3章(2) 分冊02 第3章(7) 分冊05 ログ・監視要件	既存の共通ログ・監視基盤の製品、設置場所、受信方式、対応形式、保存容量、時刻同期情報をご提示ください。	既存のログ保管基盤はありません。ログ保存・管理に必要なクラウド基盤は、分冊05第7章に従い受託者が選定・調達してください。
55	○No.55 分冊03 第8章 分冊05 第7章(4)	各ログについて、対象イベント、検索性能、通知条件、監査用途、個人情報の取扱いをご提示ください。	SSEログは6か月以上保存し、必要時に検索・抽出できることを求めています。対象イベント、通知条件及び閲覧権限等の詳細は、契約後の設計で確定します。
56	○No.56 分冊00 第1章(2)(4)、分冊05 第1章(4)	3校程度の動作確認パイロットの候補校、選定時期、評価項目、合格基準及び本番展開への移行判定者をご教示ください。	候補校・選定時期は仕様書で定めていません。規模や機器構成等の異なる3校程度を提案し、発注者・学校と調整して決定してください。試験項目と合格基準は事前に合意し、発注者の承認後に全校展開へ進みます。真和志中学校の評価とは区分してください。
57	○No.57 分冊00 第2章(3) 分冊05 第3章(2)	各校の作業可能曜日・時間帯、学校行事、休業日、作業不可日、立会者及び入退室・撮影・持込制限をご提示ください。	土日・祝日の現地作業は原則不可です。冬季・春季休業中などの学校休校日は調整により実施できます。学校ごとの作業日時、行事、入退館・撮影・持込制限及び立会い条件は実施前に調整し、工程・費用に反映してください。
58	○No.58 分冊02 第3章(3) 分冊05 第4章	業務影響確認の対象となる主要業務アプリケーション、URL/FQDN、通信ポート、認証方式、利用時間帯、担当部署及びテストアカウント提供可否をご提示ください。	仕様書に個別の接続情報は定めていません。確認対象は、C4thのほか、Google Workspace、EVECLOUD、Sophos、SKYSEA Client View、i-FILTER@Cloud、印刷・更新・管理通信等です。URL・FQDN、ポート、認証方式、利用時間帯、担当部署及びテストアカウントの提供条件は、発注者を通じて所管部署・既存事業者に確認し、設計・試験条件として整理のうえ、発注者の承認を得てください。ChromebookはSSE対象外とし、既存サービスの利用に影響がないことを確認してください。
59	○No.59 分冊00 第1章(3)	教育研究所の移転予定時期、移転先ネットワーク条件、対象端末・機器の確定時期、物理移設事業者及び本業務との責任分界をご提示ください。	教育研究所は令和10年度内に（仮称）新真和志複合施設へ移転予定で、対象機器は20〜25台程度を見込んでいます。移転前後の設定情報管理、移転後の設定復元・疎通確認及び残存保守期間の支援は本業務に含み、物理移設と新規ルーターの購入・導入は別契約です。移転日、移転先のネットワーク条件、対象機器の確定時期及び移設事業者は、現地調査・台帳確認を踏まえて発注者と調整し、具体的な作業分担を確定します。

「次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務」に係る質問について　R8.10.23 回答

60	○No.60 分冊00 第1章(2) 分冊05 第2章(1)カ	契約終了時に返却又は移行する設定・ログ・台帳・証明書・API連携情報の希望形式、後継事業者への引継ぎ期間及びデータ消去証明の要否をご教示ください。	文書は編集可能形式とPDF、設定・ログ・台帳等は再利用可能な電子形式で引き継ぎ、証明書やAPI情報は安全に受け渡してください。終了3か月前又は指定時期までに引継ぎ計画を提出し、日程、移行確認及び残存ログの保存方法を定めます。移行確認後に不要データを消去して報告し、消去証明書は必要に応じて提出してください。
61	○No.61 分冊03 第2章 (1)	SSEの構築作業にあたり、お客様端末をお借りすることは可能でしょうか。	検討いたします。受託業者決定後、必要な台数や期間等について協議いたします。
62	○No.62 分冊03 第3章 (2)	校外から校務クラウドへアクセスする場合において、送信元IPアドレスによるアクセス制限は必須でしょうか。	送信元IPアドレスによる制限を一律の必須要件とはしていません。ただし、既存サービスで必要な送信元IP制限は維持してください。
63	○No.63 分冊01 第3章 (2)	「現行構成を原則踏襲しつつ」との記載がございます。現行NW機器類(L3/L2/AP)に設定されているIPアドレス情報をご教示ください。	参加表明書を提出した事業者に同一条件で速やかに提示する予定です。
64	○No.64 分冊01 第5章 (2)	「SSE 利用時も許可された校内プリンター等へ接続できること。必要通信・名前解決・経路及び異なるサブネット間の検出・登録方法を整理し」と記載がございます。 ① 校内プリンター以外の機器を教えていただけますでしょうか。 ② 校内プリンター等への接続は、校内からのみでよろしいでしょうか。	①校内サーバー及び内部DNSは設置されておらず、校内プリンター以外の校内機器は現時点で想定していません。 ②ご認識の通りです。許可された校内プリンターへの接続は校内からのみです。校内でSSE接続する端末から利用できるよう、必要な通信・経路と検出・登録方法を整理し、校務用・教育用の分離を維持して確認してください。
65	○No.65 募集要項 7 企画提案書等の提出 9 プレゼンテーションの実施	プレゼンテーションを行う際の企画提案書について縦型または横型の指定はございますでしょうか。 また、縦横比を教えていただけますでしょうか。	視認性やプレゼンテーション時のモニターの形状から、企画提案書の用紙サイズは原則、A4横型で統一願います。ただし、図表など視覚的に分かりやすく示す必要がある場合に限り、A3折込の使用を認めます。また、企画提案書の５０ページ制限には、市が指定した提出資料は含みません。